（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十二条第一項の定期検査費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

第六十一条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

第六十八条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費の支給

附　則

この省令は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行の日（平成二十四年一月十三日）から施行する。

○厚生労働省令第三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第三号及び第三十八条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項第三号中「専門課程」の下に「又は各種学校（同法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限四年以上のものに限る。）」を加え、同条第九項中「第七条第九号」を「第七条第十号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十三日

総務大臣　川端　達夫

一　名　　称　米国における米海兵隊との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十四年一月十六日から平成二十四年二月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　百八十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十四年一月十三日

総務大臣　川端　達夫

名称	社会民主党全国連合周辺地域
期間	平成二十四年一月十七日から平成二十五年一月十六日まで
地域	東京都千代田区　隼町　麹町一丁目（一番、三番、五番及び七番に限る。） 平河町一丁目（七番から九番までに限る。） 平河町二丁目（一番から三番まで及び七番から十六番までに限る。）
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に含まれる道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

○総務省告示第六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十四年一月十三日

総務大臣　川端　達夫

名称	公明党本部周辺地域
期間	平成二十四年一月十七日から平成二十五年一月十六日まで
地域	東京都新宿区　南元町 信濃町
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に含まれる道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

○国税庁告示第一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十三日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人ロシナンテス	福岡県北九州市小倉北区萩崎町九番三五号	川原　尚行	平成二十四年一月十六日から平成二十九年一月十五日まで

○国税庁告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十三日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人市民セクターゆめの芽の項中「市民セクターゆめの芽」を「市民ファンドゆめの芽」に改め、同表特定非営利活動法人数理の翼の項中「東京都港区西新橋一丁目二番九号日比谷セントラルビル十四階」を「東京都港区赤坂一丁目二番二号日本財団ビル三階」に改め、同表日本文字文化機構特定非営利活動法人の項中「日本文字文化機構特定非営利活動法人」を「特定非営利活動法人日本文字文化機構」に改める。

○厚生労働省告示第四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第二百十四号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年一月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

霞岳町（環状三号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。）	
東京都港区	元赤坂二丁目（二番に限る。） 北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。）
側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	